



「手洗いしよう!」
作:バタもっち愛蔵版

www.facebook.com/batamocchiaikouai

くらし

■林道維持管理団体の募集について

北秋田市では、地域との協働により林道の維持管理を実施しています。維持管理団体として申請のあった団体に対して、林道延長に応じて補助金を交付し、活動を支援しています。

事業対象 北秋田市林道台帳に登録された林道およびこれに準ずるものと市長が認めた林道等

補助対象事業

- ①林道維持管理として実施する草刈り、側溝整備、路面敷砂利等
 - ②林道内の巡回パトロール及び状況報告
 - ③その他、林道の維持管理に必要と認められること
- ※交付申請方法等については、お問い合わせください。

☎ 農林課林業振興係 ☎62-5517

■クマに注意してください!

今年は暖冬のため、ツキノワグマが例年よりも早く冬眠から目覚め、行動をはじめます。早朝と夕方の薄暗い時間帯の外出は控えましょう。クマの生態や対策について再度確認し、被害を未然に防ぎましょう。

☎ 農林課林業振興係 ☎62-5517
北秋田警察署 ☎62-1245

■野生動物の目撃情報をお寄せください

昨年度はツキノワグマのほか、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの出没も確認されています。野生動物を目撃した際は、目撃場所や時間、大きさなどできるだけ詳細に教えていただくことで被害対策が迅速に実施できますので、ご協力をお願いいたします。

☎ 農林課林業振興係 ☎62-5517
北秋田警察署 ☎62-1245

くらし

■4月から合川地区において定例行政相談所を開設します

日時 毎月第1金曜日 13時～15時
場所 老人憩の家ことぶき荘
行政相談委員 畠山尋子さん
☎ 総務課総務係 ☎62-1111

■第11回戦没者等特別弔慰金

特別弔慰金は、遺族年金等の受給を受ける方が死亡等でいない場合に、国として弔慰の意を表すため、三親等内親族のうち、最も優先順位の高い方に記名国債を支給するものです。

市では、第11回特別弔慰金の申請の受付を行っています。請求期間を過ぎると弔慰金の受け取りができなくなりますので、ご注意ください。なお、請求

者の条件など、詳細についてはお問い合わせください。

※前回特別弔慰金受給者には4月上旬に申請書類を送付します。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 令和2年4月1日(水)～令和5年3月31日(金)

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

北秋田市環境放射線量測定結果 空間線量調査 (3月6日測定)		問い合わせ 生活課環境係 ☎62-1110
観測地点	測定結果	測定の結果、秋田県の通常レベルを超える数値は観測されていません。 ※県の通常レベル 0.022～0.086 (単位:マイクロシーベルト毎時)
市役所本庁舎前	0.04	
// 合川庁舎前	0.04	
// 森吉庁舎前	0.04	
// 阿仁庁舎前	0.05	
クリーンリサイクルセンター前	0.03	
一般廃棄物最終処分場	0.03	
鷹巣埋立地最終処分場	0.02	

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます

【期間】 ※土日祝祭日を除く
4月1日(水)～6月1日(月)

【時間】 8時30分～17時15分

【場所】 ▼税務課(宮前町庁舎)
▼各総合窓口センター

【対象】 市内に所在する土地、家屋の固定資産税の納税義務者及び納税管理人又はその代理人

【必要な物】
印鑑/本人確認書類/
委任状(代理人の場合のみ)

☎ 税務課市税係 ☎62-1116

高齢者障害者等外出支援サービス 令和2年4月1日から利用者負担金が変わります!

この度の見直しは、料金体系を明確にし負担の公平性を図るとともに、今後も外出支援サービス事業を継続していくために必要な改正です。ご理解とご協力をお願いします。

旧町間ごとの「定額料金制」から「走行距離制」に変更となります ※下表のとおり

利用者負担金(改正後)	距離		距離		距離	
	距離	負担金	距離	負担金	距離	負担金
0 km以上～2 km未満	0 km以上～2 km未満	400円	30 km以上～35 km未満	2,100円	70 km以上～75 km未満	4,100円
	2 km以上～4 km未満	500円	35 km以上～40 km未満	2,350円	75 km以上～80 km未満	4,350円
4 km以上～6 km未満	4 km以上～6 km未満	600円	40 km以上～45 km未満	2,600円	80 km以上～85 km未満	4,600円
	6 km以上～10 km未満	800円	45 km以上～50 km未満	2,850円	85 km以上～90 km未満	4,850円
10 km以上～15 km未満	10 km以上～15 km未満	1,000円	50 km以上～55 km未満	3,100円	90 km以上～95 km未満	5,100円
	15 km以上～20 km未満	1,300円	55 km以上～60 km未満	3,350円	95 km以上～100 km未満	5,350円
20 km以上～25 km未満	20 km以上～25 km未満	1,600円	60 km以上～65 km未満	3,600円	※100 km以上の場合は、5,350円に5 kmまでごとに250円を加算した額を負担金とします。	
	25 km以上～30 km未満	1,850円	65 km以上～70 km未満	3,850円		

料金表の改正により、現行の料金を上回る場合の「緩和措置」を右記のとおり実施します。

年目	適用期間	実施内容
1年目	令和2年4月1日～令和3年3月31日	増分の3割分を実施
2年目	令和3年4月1日～令和4年3月31日	増分の6割分を実施
3年目	令和4年4月1日以降	増分の完全実施

☎ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎62-6639

身体障害者等福祉タクシー利用券を交付します

市では、障害をお持ちの方がタクシーを利用する際のタクシー運賃の一部を補助するため、タクシー利用券を4月から交付します。

【申請に必要な物】

- ▼障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ▼印鑑

《対象者》 ※在宅で生活する方に限る

- ◆身体障害者手帳の1級、2級、3級に該当する方
- ◆療育手帳(A)に該当する方
- ◆精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

※各総合窓口センターでも申請できます。

生活課関連施設ゴールデンウィーク中の休業日

☎ 生活課環境係 ☎62-1110

施設の名称等	4月		5月						
	29日(水)	30日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)
クリーンリサイクルセンター					休				
鷹巣埋立地			休						
長下処分場	休			休	休	休	休	休	
鷹巣斎場/清幸苑					休				
し尿の汲取り	休				休	休	休	休	